

地域移行を重点的に進める精神病棟の評価

骨子【Ⅲ－3（1）】

第1 基本的な考え方

長期入院の精神疾患患者の地域移行をより一層進めるため、精神保健福祉士等の重点的な配置により集中的な退院支援を行うとともに、精神病床数の適正化に取り組む精神病棟に対する特定入院料の新設や、精神科地域移行実施加算の充実を行う。

第2 具体的な内容

1. 地域移行機能強化病棟入院料の新設

(1) 精神保健福祉士等、退院支援を行う職種を重点的に配置した上で、地域生活を念頭に置いた訓練や居住先の確保等の退院支援を重点的に実施する精神病棟の評価を設ける。なお、精神療養病棟入院料と同等の要件により重症者加算と非定型抗精神病薬加算を設ける。

(新) 地域移行機能強化病棟入院料 1,527点(1日につき)

(新) 重症者加算1 60点(1日につき)

(新) 重症者加算2 30点(1日につき)

(新) 非定型抗精神病薬加算 15点(1日につき)

[施設基準]

- (1) 看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び看護補助者が15:1以上で配置されていること。うち、看護職員、作業療法士又は精神保健福祉士が6割以上であること。
- (2) 専従の精神保健福祉士が2名以上(当該病棟の入院患者が40を超える場合は3名以上)配置されていること。
- (3) 届出時に、当該保険医療機関全体の精神病床に、許可病床数の90%に相当する数以上の患者が入院していること(下回る場合は許可病床数の変更

届を提出することとする。)

- (4) 当該病棟からの1年以上の長期入院患者の退院が、月平均で当該病棟の届出病床数の1.5%に相当する数以上であること。
- (5) 当該保険医療機関全体で、1年当たり、当該病棟の届出病床数の5分の1に相当する数の精神病床を減らしていること。
- (6) 精神障害者の地域生活を支援する関係機関等との連携を有していること。
- (7) 平成31年度までに新規の届出を行うこと。

(2) 他の保険医療機関の地域移行機能強化病棟に入院する患者に、退院後の受診を見越して精神科デイ・ケアを実施する場合に、入院中4回まで算定可能とする。

現 行	改定案
<p>【精神科デイ・ケア】(1日につき)</p> <p>1 小規模なもの 590点</p> <p>2 大規模なもの 700点</p> <p>(新設)</p>	<p>【精神科デイ・ケア】(1日につき)</p> <p>1 小規模なもの 590点</p> <p>2 大規模なもの 700点</p> <p>注 <u>他の保険医療機関の地域移行機能強化病棟入院料を算定する病棟に入院中の患者であって、退院を予定している患者に対して、精神科デイ・ケアを行う場合にあっては、入院中4回を限度として算定する。</u></p>

2. 精神科地域移行実施加算の評価の充実

現 行	改定案
<p>【精神科地域移行実施加算】</p> <p>(1日につき)</p> <p style="text-align: right;">10点</p>	<p>【精神科地域移行実施加算】</p> <p>(1日につき)</p> <p style="text-align: right;"><u>20点</u></p>